

職員給与改定案に対する質疑（要旨）

2003年12月議会

2003/11/27

ただいま提案されました議案第125号から第127号まで、県職員、学校職員および地方警察職員の給与改定案について質疑をおこないます。

今回の改定案は10月に出された人事委員会勧告を受け、月例給の引き下げ、配偶者に係る扶養手当の引き下げ、期末・勤勉手当を0.25月分引き下げる、そして4月にさかのぼって賃下げする調整措置を適用し、12月の期末手当で調整しようというものです。

月例給の引き下げは2年連続、ボーナスの引き下げは5年連続であります。

そこでお尋ねいたしますが、第1に、職員の平均年間給与は、人勧分でいくらの削減となるのか、削減の総額はいくらとなるのか。

第2に、知事は、このように、県職員給与を大幅に引き下げることにについてどのような所感をおもちであるのか率直にお答えください。

第3に、12月の期末手当から4月以降の支給済み給与を調整額と称して差し引くことは、不利益不遡及の原則に触れる脱法行為ではないのか、お答えください。

第4に、今回の改定は、県職員給与に準じて給与が決められている公益法人をはじめ、多くの労働者の賃金に影響がおよぶのではないかと懸念されますが、その影響の及ぶと思われる労働者の数、影響額についてお示しください。さらに、これが本県の経済に及ぼす影響についてどのように考えておられるのか明らかにしていただきたいのであります。

以上質疑といたします。